求職活動等を行う皆さまへ

求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止について

令和８年 10 月

旭ハウス工業株式会社

当社では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等（※）の防止に取り組んでいます。求職者等の皆さまが安心して面談・選考に臨むことができるよう、以下のとおりルールを定めています。

（※）パワーハラスメントに類する行為、カスタマーハラスメントに類する行為、妊娠、出産等に関するハラスメントに類する行為及び育児休業等に関するハラスメントに類する行為を含む

■求職者等に対するセクシュアルハラスメント（求職者等セクハラ）とは…

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等の求職活動等が阻害されるものをいいます。

■求職活動等における当社のルール

１．当社では、ハラスメント行為の防止について、従業員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

２．面談・面接等に関するルールは以下の通りです。

・面談・面接の時間-----**8:30-17:00 ただし、求職者の求めに応じて左記時間帯外に設定することがある**

・場所----------**社内施設、オンラインもしくは会社許可の施設**

・実施体制----------**面談等の社内担当者を原則として複数人とする**

・連絡手段----------**会社所有もしくは会社指定のアカウントによる**

■相談窓口について

※当社の採用活動において、万が一、従業員から性的な言動等を受けた場合には、HP のお問い合わせフォーム（求職者相談窓口）よりご連絡ください。相談内容に応じて必要な確認を行い、適切に対応いたします。ご相談にあたっては、相談者のみならず、関係者のプライバシーにも十分配慮し、公平に対応いたします。

※相談を行ったことや事実確認に協力したことなどが、採用選考の判断に影響を与えることはありません。

弊社 HP： https://www.asahi-house.com/